

第59号議案

専決処分の承認を求めることについて

固定資産評価員の選任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和4年5月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、固定資産評価員を令和4年4月1日付けで選任する必要が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、梶隆一氏（税務課長）を固定資産評価員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年4月1日

ふじみ野市長 高 畑 博